



## 井戸水の水質検査

夏に冷たく、冬に温かく感じる井戸水は魅力的ですね。でも、井戸から汲み上げた水が透明で濁りや臭いもなければ、それだけで安全な飲み水でしょうか。見た目はきれいな水でも水質検査をしてみると、細菌や化学物質が検出される場合があります。井戸水には特別な水質基準はありませんが、「水道の水質基準」に適合していれば、安心して飲むことができます。安全のため、検査してみましょう。

### 井戸は清潔にしましょう

1. 井戸の蓋（ふた）に鍵を掛けたり、その周辺に柵などを設けて関係のない人や動物の侵入に注意しましょう。
2. 井戸や周辺を常に清潔に保つように心がけましょう。
3. ポンプなどの設備を定期的に点検しましょう。

### 井戸水の水質検査で安全を保ちましょう

1. 飲用に適するかどうか確認するため、定期的（1年に1回以上）に水質検査を受けましょう。検査機関については、県庁生活衛生課ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.shiga.jp/e/seikatsu/suidou/ido-inyo.html>
2. 色や味、臭い、濁りなど異常がないか毎日確認しましょう。

### おかしいな？と思ったら保健所へ

1. 井戸が汚染されたり、その心配があるときは、すぐに保健所に連絡してください。
2. 水質検査の結果に異常があったときは、最寄りの保健所に相談してください。

### 《 最寄りの保健所 》

保健所名	所在地	電話番号	お住まいの地域
大津	520-0801 大津市におの浜 4-4-5	077-522-8427	大津市
草津	525-8525 草津市草津 3-14-75	077-562-3549	草津市・守山市・栗東市・野洲市
甲賀	528-8511 甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6149	湖南市・甲賀市
東近江	527-0023 東近江市八日市緑町 8-22	0748-22-1266	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町・安土町
彦根	522-0039 彦根市和田町 41	0749-21-0284	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
長浜	526-0033 長浜市平方町 1152-2	0749-65-6664	長浜市・米原市・虎姫町・湖北町・高月町・余呉町・木之本町・西浅井町
高島	520-1621 高島市今津町今津 448-45	0740-22-3552	高島市

水道は、いつも安全な飲み水を十分に供給するため、塩素消毒、水質検査、施設の管理を行っています。  
飲み水は、できるだけ上水道を利用しましょう。



pHの測定です



色度、濁度の測定をしています

## 水質検査ってどんな検査をするの？

飲料水の水質検査は最低限 11 項目ですが、水道法で定められた水質基準は 51 項目です。ここでは、最低限必要な 11 項目について説明します。

検査項目	基準値	説明
1. 一般細菌	100 個/mL 以下であること	一般細菌は、汚染された水ほど多い傾向にあるので、水の水質汚染程度を示す指標となります。一般細菌数の多い水では、病原微生物が混入している場合があります。
2. 大腸菌	検出されないこと	水が糞便系の病原菌を含む汚水などによって汚染されている疑いを示す指標です。
3. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下であること	汚染源は、窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水などに由来します。これが高濃度に含まれた水は、人に対してメトヘモグロビン血症を誘発し、ヘモグロビンの酸素運搬機能をなくします。
4. 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること	汚染源は、鉱山排水、工場排水などがあり、老朽化した鋼管では赤水の原因になります。人間にとっては必須の元素ですが、基準値は味覚及び洗濯物への着色から定められています。
5. 塩化物イオン	200mg/L 以下であること	汚染源は、下水、工場排水などがありますが、多くは地質に由来します。海岸地帯では海水の影響を受け多くなることがあります。急激な増加は汚染の疑いの指標となります。
6. 有機物	5mg/L 以下であること	基準値は水質汚染の総合的な指標として定められ、有機化合物を構成する有機炭素の量を示すものです。
7. pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること	pH 値は、汚染等による水質変化の指標となり、水の酸性、アルカリ性の強さを水素イオン濃度で表したものです。
8. 味	異常でないこと	水の味は、地質、海水・鉱山排水等の混入、湖沼等の藻類等により生じます。通常と異なった味は、水の汚染の可能性を示します。
9. 臭気	異常でないこと	水の臭気は、湖沼等の藻類等の繁殖、工場排水などの混入により生じます。通常と異なった臭気は、水の汚染の可能性を示します。
10. 色度	5 度以下であること	水の色は、鉄・マンガン・亜鉛などの金属や有機物により生じます。基準値は肉眼でほとんど無色と認める限度として定められており、限界値は浴槽などに入れた水を肉眼で感知できる程度です。
11. 濁度	2 度以下であること	水の濁りの程度を示すもので、汚染の指標となります。基準値は肉眼でほとんど無色と認める限度として定められています。

水質基準 51 項目は、上の 11 項目に加え下記の 40 項目の検査をおこないます

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化物イオン及び塩化シアン、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4 - ジオキサン、1,1 - ジクロロエチレン、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2 - メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、塩素酸

## 水質検査結果です

当センターでの平成 17 ~ 19 年度の井戸水検査の結果です。

年度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	検査件数	(不適合数)	検査件数	(不適合数)	検査件数	(不適合数)
総依頼数	720	(190)	867	(209)	897	(209)
内訳	細菌検査 <sup>1</sup>	713 (109)	864 (116)	886 (112)		
	化学検査 <sup>2</sup>	687 (102)	822 (120)	865 (120)		

細菌検査<sup>1</sup>：一般細菌・大腸菌の 2 項目です。化学検査<sup>2</sup>：細菌検査項目以外の 9 項目です。検査項目は上記、最低限の 11 項目です。

県（衛生科学センター・各保健所）で実施してきました飲料用井戸水の水質検査は平成 20 年 6 月 30 日で終了しました。井戸水に関するお問い合わせ、ご相談は最寄りの保健所までお願いします。

